

国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和2年12月1日
教育福祉委員会
議案 73号

1 趣旨

租税特別措置法の改正により、「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除」が新たに適用されるに伴い、本市国民健康保険税条例において同様の規定を追加するもの。

2 低未利用土地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低未利用地」の総称。

3 施策の背景

地方部を中心に、全国的に空き地が増加する中、国の施策として、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡の促進及び適切な利用管理の確保並びにさらなる所有者不明地の発生の予防を目的として個人が保有する低額な土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例措置が創設された。

4 改正内容

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項又は第36条」に「第35条の3第1項」を追加し、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とするもの。

5 施行日

土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項に掲げる規定の施行日の属する年の翌年の1月1日。当該施行日は、令和2年3月31日であったことから、施行日は令和3年1月1日とする。

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除 (租税特別措置法第35条の3)

内容

個人が低未利用土地等の譲渡（親族間の譲渡は除く）をした場合に低未利用土地の譲渡益から100万円を控除することができる。令和2年7月1日から令和4年12月31日まで。

主な要件

- 1 謾渡価格がその上にある建物を含めて500万円以下の譲渡であること。
- 2 所有期間が5年を超えること。
- 3 その低未利用土地が都市計画区内にあること。
- 4 低未利用土地であったこと及び譲渡後の土地の利用について市区町村による確認が行われたこと。

その他

特別措置の適用を受けるためには、必要な書類を揃え、確定申告する必要がある。